



平成29年12月26日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 坂田 信喜

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年11月分)について

平成29年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年11月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが64件、平成28年度が45件、平成27年度が21件、平成26年度が4件、平成25年度以前が164件、合計298件(市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた27件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な271件について、一覧で事象をお示ししています。

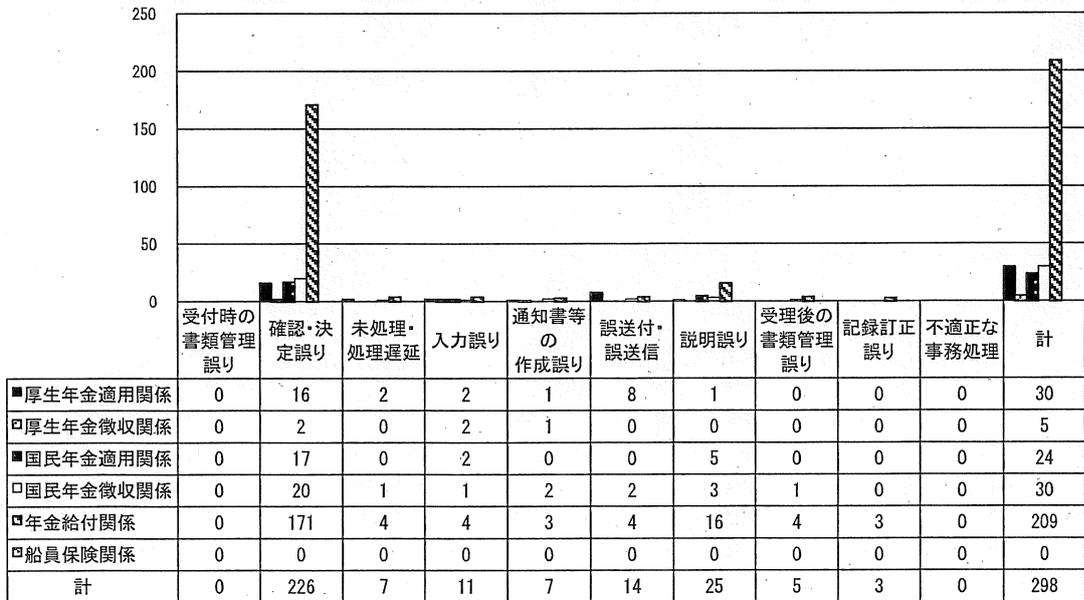
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	125(3)	3	2	8	6	8(1)	12	4(1)	21(2)	45(9)	64(21)	298(37)
割合	42.0%	1.0%	0.7%	2.7%	2.0%	2.7%	4.0%	1.3%	7.0%	15.1%	21.5%	100.0%

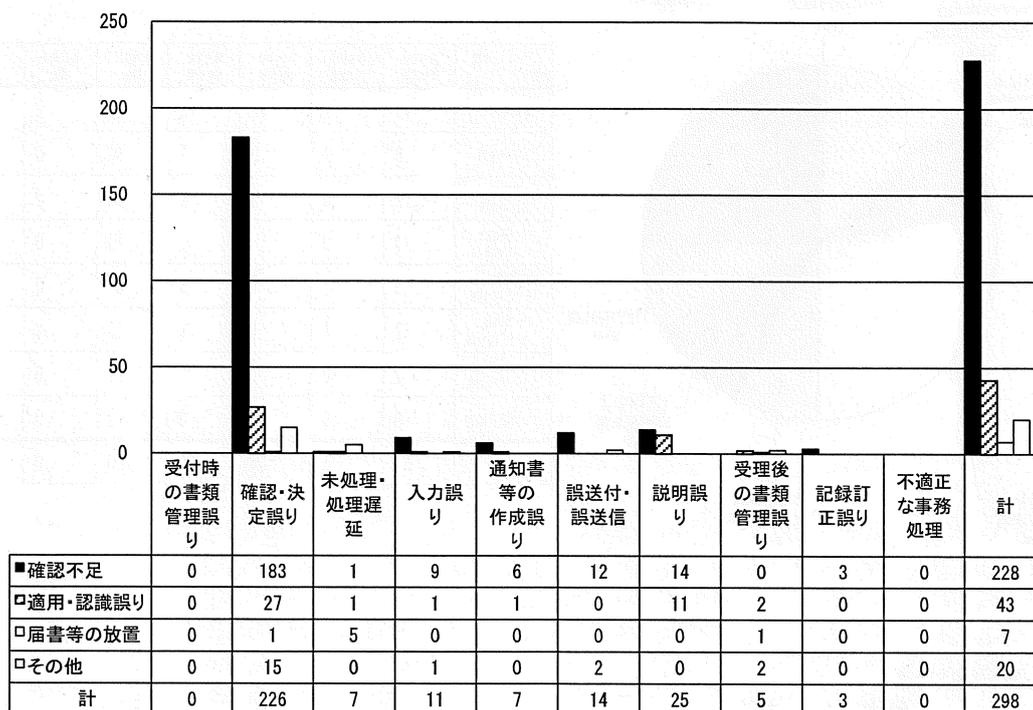
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

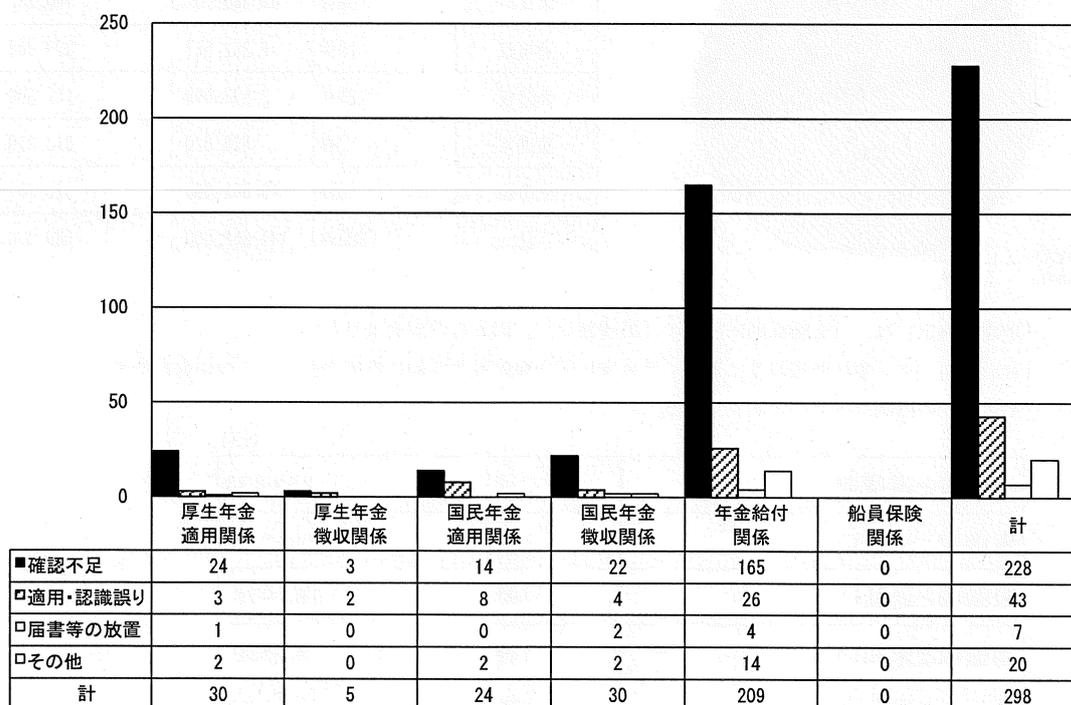
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



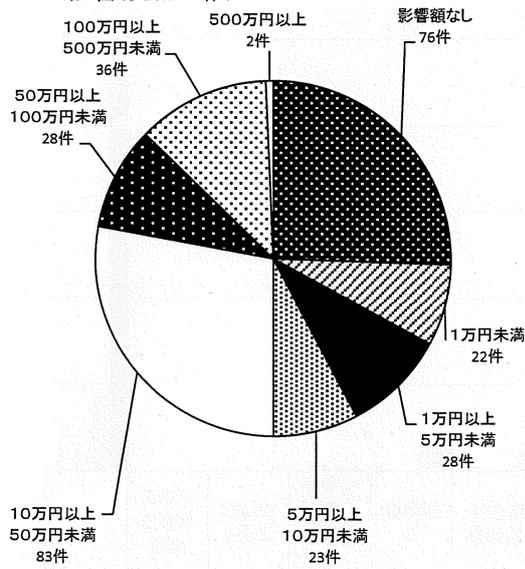
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

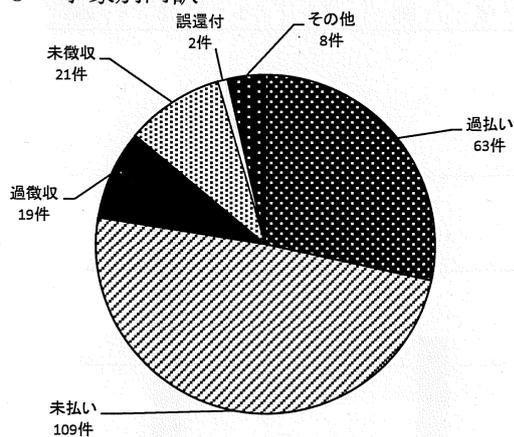


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	給付保険 関係	計
影響額なし		17	2	8	12	37	0	76
1万円未満		0	1	0	7	14	0	22
1万円以上 5万円未満		2	0	7	4	15	0	28
5万円以上 10万円未満		4	0	0	0	19	0	23
10万円以上 50万円未満		3	1	7	5	67	0	83
50万円以上 100万円未満		2	1	1	1	23	0	28
100万円以上 500万円未満		2	0	1	1	32	0	36
500万円以上		0	0	0	0	2	0	2
計		30	5	24	30	209	0	298

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	63件	40,392,572	641,151
未払い	109件	81,340,762	746,245
過徴収	19件	6,262,567	329,608
未徴収	21件	2,673,099	127,290
誤還付	2件	626,620	313,310
その他	8件	10,562,380	1,320,297
計	222件	141,858,000	639,000

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と過徴収	2件	853,433
未徴収と未払い	1件	245,013
未徴収と過払い	1件	162,976
過徴収と未払い	1件	48,550
未払いと過払い	2件	7,735,235
未徴収と過徴収と未払い	1件	1,517,173

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	203件	68.1%
外部	95件	31.9%
計	298件	100.0%

Ⅲ 振替加算に係る対応状況

振替加算の加算漏れとして平成29年9月13日に公表した105,963人の12月26日時点における対応状況は以下のとおりです。

- ・支払いが完了した者 103,626人 (597億円)
- ・支払いが完了していない者 2,337人 (※)

※支払いが完了していない者は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられていて振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認が出来次第順次お支払いを行ってまいります。

○日本年金機構の平成29年11月分の事務処理誤り一覧(1～34ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～25
2. 厚生年金徴収関係	5P	整理番号 26～28
3. 国民年金適用関係	6P	整理番号 29～44
4. 国民年金徴収関係	8P	整理番号 45～71
5. 年金給付関係	12P	整理番号 72～271

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2017年 9月20日	2017年 9月25日	○担当部署において確認したところ、委託業者が資格取得届の入力時に事業所整理記号を誤って補正し、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書補正時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	なし	0
2			埼玉	埼玉広域事務センター	2016年 12月14日	2017年 5月26日	○担当部署において年金記録を確認したところ、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
3			東京	東京広域事務センター	2017年 2月8日	2017年 7月31日	○事業所から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2016年 12月28日	2017年 6月29日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の処理時に確認が不足し、入力がエラーとなった後の補正処理を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力がエラーとなった届書について補正処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	523,303
5			東京	八王子	2017年 7月14日	2017年 9月11日	○担当部署において確認したところ、資格喪失届の受付時に確認が不足し、誤った保管場所で保管していたため処理が漏れ、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、受付時の書類の管理を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	過徴収	87,138
6			東京	品川	2016年 7月13日	2016年 9月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格喪失届の処理時に確認が不足し、健康保険被保険者証を回収しているにもかかわらず回収登録処理を漏らしたため、お客様に「健康保険被保険者証返納のお願い」が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の保険証の回収状況の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2017年 7月頃	2017年 8月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届及び資格喪失届の受付処理を漏らしたため、誤って算定基礎届の提出催告を行い、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、郵送物受付時の確認および受付登録を徹底するよう指導しました。	22事業所 1名	過徴収	50,833
8	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2017年 8月3日	2017年 8月23日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の審査時に確認が不足し、同時に提出のあった算定基礎届の入力後に処理を行うべきところ、先に処理を行ったため、誤って月額変更を不該当として決定し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。月額変更届の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、同日受付した算定基礎届がある場合は内容を確認し、正しい順序で処理を行うよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	47,795

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 7月6日	2017年 8月21日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、同月内に支払われた賞与を合算する際に計算を誤ったまま標準賞与額を決定したため、保険料が過徴収となることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	18,145
10			長野	長野北	2004年 1月5日	2017年 8月24日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し処理不要としたため、保険料が未徴収となり、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	その他	162,976
11		入力誤り	青森	事務センター	2017年 7月11日	2017年 7月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の処理時に確認が不足し、一部の被保険者の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	64,971
12	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2013年 9月13日	2017年 4月27日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者の非選択事業所にかかる資格喪失届の処理時に確認が不足し、75歳到達による資格喪失処理を行うべきところ、退職による資格喪失として処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,960,240
13			福井	福井	2016年 12月5日	2017年 6月30日	○内部点検により、確認不足により二以上事業所勤務者の資格喪失処理の手順を誤ったため、年金が正しく調整されず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者が資格喪失する際の手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	765,656
14	適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2016年 10月28日	2017年 4月13日	○事業所から問合せがあり、本来は新規適用届として処理すべき事業所に対し確認が不足し、誤って適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届として処理を行ったため、保険料が過徴収となることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届の審査時における事業の継続性についての確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	68,044
15	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 7月28日	2017年 8月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所関係変更(訂正届)の審査時に確認が不足し、返戻の必要がない届書を返戻していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。返戻した届書を回収し、処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用関係届書の誤り	入力誤り	茨城	事務センター	2017年 4月3日	2017年 4月18日	○年金事務所から連絡があり、健康保険組合が解散し、全国健康保険協会への管掌区分変更処理の際に変更年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
17	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	静岡	静岡	2017年 9月5日	2017年 9月6日	○事業所から問合せがあり、来所通知書の作成時に確認が不足し、事業所名称を誤って通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい来所通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	9事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	中村	2017年 4月20日	2017年 4月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の社会保険労務士の同意書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した同意書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
19	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	高知	南国	2017年 4月6日	2017年 5月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	なし	0
20			広島	広島東	2017年 8月21日	2017年 8月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
21			広島	広島広域 事務センター	2017年 8月18日	2017年 8月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
22			福井	福井	2017年 8月14日	2017年 8月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	なし	0
23			茨城	事務センター	2017年 8月頃	2017年 8月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
24	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島広域事務センター	2017年 8月15日	2017年 8月16日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2事業所 2名	なし	0
25	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	横須賀	2015年 6月12日	2017年 3月15日	<p>○内部点検により、厚生年金基金からの被保険者記録にかかる照会等が未処理となっており、保険料が未徴収および過徴収となり、年金に未払いが生じていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付簿による書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	6事業所 10名	その他	1,517,173

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2017年 7月20日	2017年 8月8日	○担当部署において高齢任意加入被保険者にかかる保険料を確認したところ、納入告知の際に誤った子ども・子育て拠出金率で保険料を計算したため、子ども・子育て拠出金が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の子ども・子育て拠出金は納付していただきました。 ●担当部署において、納入告知書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	26
27		入力誤り	沖縄	平良	2017年 9月22日	2017年 10月20日	○担当部署において確認したところ、保険料充当処理の入力を誤ったため、誤った金額で納入告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
28	口座振替申出書の誤り	入力誤り	茨城	事務センター	2017年 2月22日	2017年 4月11日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が口座振替納付(変更)申出書の預金種別を誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	207,422

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
29	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2005年 10月18日	2016年 6月20日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際の確認不足により、国民年金強制加入であるべき期間に資格喪失していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書をお客様あてに発送しました。 ●窓口において資格喪失届を受理する際は、必ず市区町村へ住民票の有無を確認することを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	415,960
30		説明誤り	埼玉	大宮	2015年 9月11日	2016年 1月28日	○他の年金事務所から連絡があり、委託社会保険労務士の年金相談時における年金記録の確認不足により、国民年金高齢任意加入中に受給資格を満たしたにもかかわらず資格申出書の提出を案内せず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過徴収	46,620
31	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2012年 12月17日	2017年 7月7日	○担当部署で年金記録を確認したところ、資格期間の確認が不足し、誤った資格喪失年月日を登録したため、必要な受給資格を得られなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,500
32			岡山	岡山広域 事務センター	2017年 3月10日	2017年 5月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の処理方法を誤ったため、保険料が口座振替されず未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収となっている保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の処理手順について、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,840
33			静岡	事務センター	2017年 3月13日	2017年 4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の処理方法を誤ったため、保険料が口座振替されず、1年前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収となっている保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の処理手順について、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	198,430
34			京都	中京	2013年 10月15日	2017年 1月19日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、受給権がないにもかかわらず任意加入申出書を受付し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	350,440
35			福岡	事務センター	2016年 9月15日	2017年 4月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書の処理時に、誤って資格喪失として入力したことにより、保険料納付済み期間として残すべき保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付した保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書の入力時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	144,860

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	1976年 5月7日	2017年 8月10日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
37			東京	新宿	1967年 10月頃	2017年 7月28日		1名	なし	0
38			香川	高松西	1984年 1月5日	2017年 1月31日		1名	なし	0
39	国民年金第3号被保険者資格取得届の誤り	説明誤り	広島	広島東	2001年 9月1日	2015年 7月14日	○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書について、資格期間の確認が不足し、誤った資格喪失年月日を登録したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収分の保険料は還付し、未払いの年金をお支払いいたしました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	48,550
40			東京	武蔵野	2015年 4月3日	2017年 6月14日		1名	未徴収	337,230
41			長野	飯田	2012年 5月頃	2017年 2月2日		1名	なし	0
42	国民年金第3号被保険者資格取得届の誤り	入力誤り	東京	中央	2015年 11月6日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格取得届を処理する際に確認が不足し、誤った資格取得日で処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得日の入力時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43	国民年金第3号被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1991年 5月14日	2015年 11月24日	○他の年金事務所から連絡があり確認したところ、国民年金第3号被保険者資格喪失届を処理する際に、誤った喪失日で処理をしたため、年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いの年金をお支払いいたしました。 ●担当部署において、資格喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,603,441
44	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	2017年 7月20日	2017年 8月17日	○お客様から問合せがあり、市区町村から提供された情報に誤りがあり、住所が誤って登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい住所に訂正しました。 ●市区町村に対して、情報提供の際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
45	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年 4月12日	2017年 5月12日	○お客様から問合せがあり、認識不足により、国民年金付加保険料の2年前納を希望していたにもかかわらず、1年分の前納納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	4,540
46	国民年金付加保険料該当届の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2017年 3月29日	2017年 4月20日	○内部点検により、国民年金付加保険料該当届について、不要な添付書類を案内したことで処理期限に間に合わず、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料該当届にかかる取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	18,440
47	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年 5月15日	2017年 6月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書の再発行依頼があったにもかかわらず、追納可能期限の確認不足により納付書を交付しておらず、追納可能期限までに納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納保険料としてお支払いいただきました。 ●担当部署において、納付書再発行依頼時の追納可能期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	7,520
48			福井	事務センター	2017年 4月21日	2017年 4月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付し、正しい納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	565,440
49			大阪	大阪広域事務センター	2017年 1月30日	2017年 3月17日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認不足により、案内した期間以前に追納されていない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納保険料としてお支払いいただきました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	182,760
50	国民年金保険料追納納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚	2017年 4月3日	2017年 6月19日	○お客様から問合せがあり、追納保険料納付書再発行の依頼時に追納可能期間の確認が不足し、納付書を交付していない期間があったため、追納可能期限までに納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納保険料納付書再発行時における追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,080
51	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年 4月27日	2017年 6月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、確認不足により、誤った免除区分での決定を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除審査時における確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
52		説明誤り	大阪	淀川	2017年 5月頃	2017年 8月3日	○お客様から問合せがあり、市区町村の説明誤りにより、誤った免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたことが判明しました。 ●市区町村がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●市区町村に対して、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	京都	事務センター	2017年 5月10日	2017年 7月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書にかかる添付書類を受付しているにもかかわらず、再度提出の案内をしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書にかかる添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢南	1995年 6月27日	2016年 9月20日	○お客様から問合せがあり、法定免除となる期間の案内が漏れ、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,942,980
55	継続申請意向登録・取下申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2016年 8月3日	2016年 12月27日	○お客様から問合せがあり、申請書の処理時に確認が不足し、前納された保険料を誤って還付し、その後通常保険料分として納付されたことにより、通常納付分の保険料と前納分の保険料の差額が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、申請書処理時の保険料納付記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,580
56	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 2月16日	2017年 8月31日	○お客様から問合せがあり、確認不足により、別人の国民年金保険料学生納付特例申請書の処理をしていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
57	国民年金徴収関係通知書等の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2014年 1月8日	2014年 1月16日	○お客様から問合せがあり、資格記録の確認不足により、本来勸奨の必要がないお客様に対して前納の勸奨状を送付していることが判明しました。 ●問合せがあったお客様については、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、勸奨状作成時の確認を徹底するよう周知しました。	972名	なし	0
58	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2015年 2月10日	2017年 1月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に入力手順を誤ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の処理手順について確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 2月27日	2017年 4月10日	○担当部署で確認したところ、市区町村が国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の進達方法を誤り、事務センターでの処理が間に合わなかったため、前納ができず、割引のない保険料の納付が必要となったことが判明しました。 ●市区町村お客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対して、任意加入者の口座振替申出書受付時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,240
60		説明誤り	神奈川	平塚	2017年 2月14日	2017年 3月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村の説明不足により、口座振替による国民年金保険料の前納を希望していたにもかかわらず、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対して、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書受付時に、国民年金保険料前納についての説明を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2017年 3月31日	2017年 6月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料前納納付書の発行依頼があったにもかかわらず、確認不足により納付書の交付が遅れ、前納が行えなかったが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書発行依頼時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	379,560
62			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 4月4日	2017年 7月6日	○担当部署で確認を行ったところ、確認不足により、一部免除承認にかかる過年度納付書が作成されず発送されていないことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び過年度納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の納付書作成について確認を徹底するよう周知しました。	50名	なし	0
63	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2017年 1月20日	2017年 3月23日	○担当部署で確認したところ、委託業者の確認不足により、国民年金保険料還付請求書を処理する際に、誤った金融機関コードで処理を行ったため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付金をお支払いしました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	520
64		入力誤り	千葉	事務センター	2017年 8月8日	2017年 9月13日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料還付請求書の処理時に口座名義人の入力を誤ったため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付金をお支払いいたしました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	161,970
65	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 9月14日	2017年 5月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金種別変更届を処理する際に入力手順を誤ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金種別変更届の処理手順について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,320
66	国民年金徴収関係届書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2016年 4月20日	2017年 4月6日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料追納保険料納付書について、誤った納付期限が記載された納付書を作成したため、国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	120,000
67			福岡	久留米	2017年 8月30日	2017年 9月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予の勸奨について、誤った電話番号が記載された封筒で送付していることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、文書発送時の確認を徹底するよう周知しました。	917名	なし	0
68	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 5月8日	2017年 5月26日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料納付書が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
69	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	平	2017年 7月21日	2017年 7月24日	<p>○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料納付書が誤って送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
70	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2010年 7月1日	2011年 7月28日	<p>○担当部署において人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、国民年金保険料の継続免除処理が行われていないものがあることが判明しました。</p> <p>●担当部署で処理を行い、お客様に結果をお知らせすることとしました。</p> <p>●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	458名	なし	0
71		受理後の書類管理誤り	静岡	三島	2017年 2月頃	2017年 7月20日	<p>○お客様から問合せがあり、市区町村に届書の進捗を確認したところ、国民年金免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●市区町村担当者がお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。</p> <p>●市区町村に対して、書類管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	1986年 7月10日	2016年 4月9日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,733
73			岡山	津山	1980年 6月1日	2015年 11月19日	○機構本部から連絡があり、恩給の支給状況の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	99,823
74			高知	高知東	1981年 4月1日	2016年 6月20日	○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	67,176
75			広島	呉	1997年 7月3日	2017年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,333
76			神奈川	港北	1990年 12月15日	2017年 3月3日	○機構本部から連絡があり、確認不足から老齢年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,758
77			鳥取	米子	2011年 3月25日	2016年 12月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日月日を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,375
78			神奈川	横浜中	2015年 7月22日	2017年 3月9日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,207,023
79			東京	八王子	2000年 12月1日	2015年 6月25日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
80	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1991年 5月16日	2016年 5月24日	○年金相談時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	261,341
81			東京	八王子	1996年 6月20日	2017年 8月28日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足により、共済組合に移管済の期間について通算老齢年金の計算の基礎としたため、受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、通算老齢年金の決定を取消しました。なお、年金の支払いが保留となっていたため、過払いの年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82			静岡	富士	2012年 4月6日	2016年 9月2日	○市町村から連絡があり、年金記録の確認不足から、受給資格があるにもかかわらず、老齢基礎年金のみを決定し老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,167
83			岐阜	高山	1975年 4月頃	2016年 10月18日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,601,291
84			埼玉	浦和	1987年 3月19日	2015年 12月11日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた障害年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について後に決定した老齢厚生年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,808
85			岡山	高梁	2010年 5月1日	2017年 1月4日	○事務センターから連絡があり、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	201,384
86			岡山	津山	1994年 4月24日	2016年 7月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足により、65歳到達に伴う老齢年金の改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,173,319
87			宮城	仙台南	1985年 5月頃	2014年 7月8日	○担当部署において確認したところ、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	2名	未払い	11,791

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
88	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	1992年 12月20日	2016年 11月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	747,689
89		説明誤り	千葉	船橋	2013年 2月5日	2016年 8月26日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、合算対象期間の確認不足から年金の支給開始時期が60歳にもかかわらず、64歳からである旨説明していたため、お客様の年金請求が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,099,951
90			群馬	太田	2017年 4月4日	2017年 8月17日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91			北海道	小樽	2017年 7月12日	2017年 8月21日	○事務センターから連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、委託社会保険労務士が誤って通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
92	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2000年 3月3日	2014年 10月20日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,332,501
93			神奈川	横浜西	2002年 8月15日	2017年 5月2日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,728
94	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2009年 4月21日	2017年 1月30日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,107
95	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	2002年 4月1日	2016年 11月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	250,276

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
96	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2017年 6月8日	2017年 8月21日	○年金事務所から連絡があり、退職一時金として支給済の共済組合期間を誤って老齢基礎年金の計算の対象とし、老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	10,011
97			大分	大分	1996年 1月25日	2017年 3月30日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,755,281
98			愛知	名古屋北	1991年 3月20日	2014年 6月11日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の算入に伴い受給権発生日の訂正を行うべきところ、受給権発生日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,780
99			山形	山形	1989年 5月11日	2015年 7月24日	○機構本部から連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	931,661
100			老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	事務センター	2014年 2月27日	2017年 9月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名
101	愛知	大曾根			1971年 4月2日	2017年 7月25日	○年金相談時の記録確認により、遺族年金の受給権を有していることから本来国民年金の任意加入被保険者期間とすべき期間が強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。年金決定前のため、未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
102	東京	新宿			1997年 11月20日	2016年 7月19日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	105,788
103	長野	岡谷			1998年 10月15日	2016年 6月28日		6名	過払い	380,696
104	愛媛	松山東			2011年 2月10日	2016年 6月14日		1名	過払い	3,969
105	千葉	幕張	1998年 11月18日	2016年 5月14日	7名	過払い		408,147		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
106	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	富山	富山	1997年 6月19日	2016年 5月17日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	5名	過払い	623,145
107			沖縄	那覇	2003年 6月19日	2016年 4月11日		1名	過払い	96,801
108			宮城	古川	1998年 10月16日	2016年 5月12日		3名	過払い	222,903
109			兵庫	加古川	1996年 7月25日	2016年 5月20日		4名	過払い	288,113
110			長野	松本	1998年 8月6日	2016年 5月26日		3名	過払い	294,396
111			神奈川	高津	1995年 6月8日	2016年 3月31日		2名	過払い	436,692
112			大阪	貝塚	1978年 11月1日	2016年 9月1日		○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
113			山口	萩	1982年 3月16日	2016年 9月9日	○担当部署において確認したところ、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,720,391
114			埼玉	浦和	1977年 3月頃	2015年 8月10日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,337
115			埼玉	浦和	1981年 3月26日	2016年 2月29日		1名	未払い	966,057
116			千葉	千葉	1984年 4月18日	2016年 8月17日		1名	未払い	72,794
117	福島	郡山	1984年 7月13日	2015年 12月25日	1名	未払い		178,554		
118	埼玉	浦和	1981年 5月11日	2017年 2月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名		過払い	175,801	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
119	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	奈良	桜井	1995年 3月31日	2016年 2月19日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	26,658	
120			佐賀	唐津	1998年 12月3日	2016年 6月14日		2名	過払い	159,534	
121			北海道	札幌東	1998年 6月17日	2016年 3月9日		2名	過払い	121,113	
122			北海道	苫小牧	1997年 2月13日	2016年 3月1日		2名	過払い	117,508	
123			大分	別府	1998年 1月21日	2016年 3月28日		2名	過払い	304,450	
124			北海道	札幌東	1998年 6月17日	2016年 3月10日		2名	過払い	121,113	
125			東京	千代田	2001年 12月13日	2016年 6月8日		1名	過払い	102,601	
126			愛媛	新居浜	1998年 4月16日	2016年 3月22日		1名	過払い	89,492	
127			山口	岩国	1998年 9月10日	2016年 3月1日		1名	過払い	103,148	
128			大阪	堀江	1998年 2月26日	2016年 3月9日		2名	過払い	170,341	
129			大阪	城東	1978年 7月20日	2016年 1月5日		○事務センターから連絡があり、後に発生した老齢年金に登録されている厚生年金被保険者期間が先に決定していた通算老齢年金に正しく登録されていなかったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,423,390
130			広島	呉	2009年 10月7日	2017年 2月10日		○事務センターから連絡があり、年金請求後に登録のあった賞与記録が老齢年金に反映されていないままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,535
131			千葉	松戸	1977年 7月頃	2015年 10月26日		○機構本部から連絡があり、先に決定していた老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,753

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	函館	1978年 3月2日	2016年 9月29日	○担当部署において確認したところ、船員保険記録の算入が漏れたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,491,773
133			広島	広島東	1973年 2月1日	2017年 3月14日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	51,225
134			本部	中央年金 センター	1996年 10月9日	2017年 4月28日	○事務センターから連絡があり、年金額計算時の厚生年金被保険者記録の扱いを一部誤り、老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	96,574
135			和歌山	田辺	2013年 2月27日	2014年 5月23日	○年金相談時の記録確認により、特別一時金の計算対象となった期間を年金額の計算の基礎に含め、老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	405,000
136			北海道	室蘭	1995年 9月20日	2016年 8月24日	○事務センターから連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	801,580
137			愛媛	松山西	1992年 7月27日	2016年 10月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	134,592
138			広島	福山	1998年 2月27日	2016年 6月2日	○年金相談時の記録確認により、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	198,822
139			神奈川	相模原	2011年 8月4日	2016年 11月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
140	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	1966年 2月頃	2016年 12月19日	○担当部署において確認したところ、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,660
141			鹿児島	鹿児島南	1991年 4月27日	2016年 10月14日		1名	過払い	67,456
142	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1992年 5月25日	2017年 6月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	942,666
143			岡山	倉敷東	1995年 6月22日	2017年 3月14日		1名	過払い	974,394
144			福岡	久留米	1997年 1月30日	2017年 8月30日		1名	過払い	972,859
145			長野	小諸	1999年 7月15日	2017年 10月18日		1名	過払い	882,894
146	在職時の年金の支払 額の誤り	確認・決定誤り	香川	高松西	1987年 7月頃	2016年 2月12日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,587,156
147			栃木	栃木	1986年 7月20日	2016年 1月14日		1名	未払い	309,735
148			神奈川	横浜中	1979年 7月頃	2016年 3月11日		1名	未払い	311,153
149	在職時の年金の支給 停止の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1977年 4月1日	2016年 6月9日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	112,015
150			新潟	長岡	1981年 10月1日	2016年 2月3日		1名	未払い	17,248
151			新潟	新潟西	1982年 2月1日	2016年 6月24日		1名	未払い	54,886
152	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2017年 7月27日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢年金の繰上げ請求書を受付する際に請求書の受付日を誤って押印したため、お客様が希望した月からの年金のお支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	94,422

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
153	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2016年 1月15日	2016年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金の任意加入をしている方が年金の繰上げ請求を行う場合は、資格喪失申出書を受付した上で繰上げ請求書を受付すべきところ、資格喪失申出書の受付を行っていなかったため、繰上げ請求の年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格喪失申出書を受付し処理を行い、繰上げ請求の年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰上げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	202,600	
154			大阪	大阪広域事務センター	2017年 4月20日	2017年 7月7日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	263,868	
155			石川	金沢南	2017年 1月27日	2017年 4月10日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	913,718	
156			愛媛	宇和島	2016年 4月8日	2017年 5月24日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	905,501	
157			埼玉	川越	2015年 6月3日	2015年 8月11日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、年金請求書受付時の確認不足から、お客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,500,477	
158			福岡	博多	2016年 8月17日	2016年 10月14日	○お客様から問合せがあり、年金請求書受付時における委託社会保険労務士の確認が不足していたため、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、繰下げ請求の老齢厚生年金及び65歳からの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	976,939	
159			広島	広島東	2016年 1月10日	2016年 6月10日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ請求を66歳到達日以降に受付すべきところ、確認不足から66歳到達日前に受付したため、繰下げ請求の年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求の年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の繰下げ請求の要件の再確認を行いました。	1名	未払い	148,149	
160			説明誤り	広島	広島南	2016年 5月6日	2016年 7月15日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から老齢厚生年金を繰下げ請求した場合に厚生年金基金の支給分が返納となることを説明せずに、繰下げ請求を案内し、繰下げの年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認したところ、年金の繰下げを希望しなかったことから、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の繰下げ請求受付時には、厚生年金基金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	398,108

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
161	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2017年 6月22日	2017年 8月18日	○年金事務所から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	76,245
162			東京	武蔵野	2012年 5月23日	2014年 8月6日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	181,635
163			福岡	直方	2012年 3月2日	2016年 12月15日	○機構本部から連絡があり、共済組合記録の確認不足により、本来、長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
164			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 3月24日	2017年 5月15日	○共済組合から連絡があり、本来、年金額が有利となる長期要件で決定すべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	138,753
165			東京	東京広域 事務センター	2017年 3月24日	2017年 5月24日	○お客様から問合せがあり、本来、年金額が有利となる短期要件で決定すべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	157,610
166			大阪	淀川	1988年 2月25日	2015年 1月21日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、遺族厚生年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,834,907
167			北海道	旭川	2005年 8月19日	2017年 2月14日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,170,482
168			広島	広島東	2003年 3月17日	2016年 2月3日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	346,457

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
169	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1984年 9月頃	2015年 2月12日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の登録を誤り遺族年金及び配偶者の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	947,900
170			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 3月31日	2016年 7月28日	○共済組合から連絡があり、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	144,706
171			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 8月21日	2017年 3月2日	○機構本部から連絡があり、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	876,082
172			香川	高松広域 事務センター	1960年 1月頃	2016年 6月3日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,115
173			埼玉	浦和	1988年 3月31日	2014年 11月17日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り、遺族年金及び配偶者の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,637,427
174			山口	萩	1986年 10月19日	2016年 10月21日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り、遺族年金及び配偶者の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	702,730
175	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2012年 3月頃	2017年 3月22日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録を誤り、本来1級にすべきところ2級として障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	991,860
176			本部	障害年金 センター	2017年 7月19日	2017年 8月9日	○担当部署において確認したところ、障害状態確認届の内容確認をしたにもかかわらず、誤って差止解除の入力処理を行わなかったため、年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害状態確認届の処理手順を再確認しました。	36名	未払い	5,112,292
177			本部	障害年金 センター	2015年 11月12日	2015年 11月30日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
178			本部	障害年金 センター	2016年 9月29日	2016年 11月2日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
179	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2014年 3月20日	2016年 2月2日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
180			本部	障害年金センター	2013年 7月4日	2016年 11月24日		1名	なし	0
181			本部	障害年金センター	2013年 12月10日	2015年 3月27日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい診断書を送付しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
182			大阪	大阪広域事務センター	2017年 9月19日	2017年 10月13日	○市町村から連絡があり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、スケジュールの確認不足から入力処理が遅れたため、年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	167,266
183			大阪	大阪広域事務センター	2017年 9月8日	2017年 10月13日	○年金事務所から連絡があり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未提出者として処理したため年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの上説明しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,883
184			本部	障害年金センター	2017年 7月18日	2017年 7月27日	○担当部署において確認したところ、障害状態確認届の提出があったにもかかわらず、確認不足から年金を差止する処理を行っていたことが判明しました。 ●担当部署において、年金の差止の解除を行いました。なお、早期に判明したことからお客様の年金に未払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、障害状態確認届受付時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
185			岡山	岡山広域事務センター	2016年 9月20日	2017年 9月7日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の支給停止を解除するために額改定報告書を機構本部へ進達すべきところ、確認不足から進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害基礎年金受給権者の所得状況の確認後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	487,395
186			入力誤り	本部	障害年金センター	2017年 5月22日	2017年 7月11日	○年金事務所から連絡があり、届書の記載内容の確認不足から、委託業者が加算額対象者の診断書コードの入力を誤ったため、障害年金の子の加算額のお支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
187	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2006年 1月24日	2015年 11月20日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談時の年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,287,000
188			和歌山	和歌山西	2004年 7月8日	2017年 2月15日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,664
189			神奈川	鶴見	2001年 4月13日	2017年 2月2日		1名	未払い	55,650
190			大阪	守口	2001年 7月5日	2017年 3月11日		1名	未払い	154,875
191			茨城	下館	2000年 4月頃	2017年 3月8日		1名	未払い	579,625
192			京都	上京	2000年 3月30日	2017年 2月24日		1名	未払い	713,080
193			山形	米沢	1997年 11月22日	2017年 2月6日		1名	未払い	240,374
194			東京	八王子	2001年 4月19日	2017年 3月22日		1名	未払い	124,875
195			富山	富山	1999年 9月9日	2016年 12月13日		1名	未払い	453,768
196			栃木	栃木	2002年 8月1日	2017年 2月14日		1名	未払い	1,307,301
197			三重	伊勢	2002年 2月1日	2016年 2月22日		○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
198			島根	松江	1996年 6月6日	2016年 12月26日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	3,945,799

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
199	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2014年 5月29日	2016年 2月2日	○お客様から問合せがあり、生計維持関係のない配偶者を加給年金額対象者であると誤って登録したことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や生計維持関係の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	484,147
200			鳥取	鳥取	2006年 1月頃	2016年 4月21日	○年金相談時の記録確認により、確認不足から子の登録を漏らしたため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に加給年金の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,787,515
201		説明誤り	大分	別府	1981年 2月1日	2014年 4月8日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の加算額対象者の確認不足から、要件を満たすにもかかわらず、子の加算の届出の案内が漏れていたため、加給年金額の加算が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には加算額対象者の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,993,752
202	再裁定の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	1998年 10月9日	2017年 1月31日	○遺族年金請求時の記録確認により、記録訂正に伴いお客様に年金額仮計算書を提出いただくべきところ、確認不足から受付してなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金額仮計算書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	290,294
203			徳島	徳島北	2006年 7月1日	2016年 10月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,250
204			広島	広島東	2010年 11月24日	2017年 1月12日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,576
205			広島	広島東	2009年 12月24日	2017年 1月12日	○担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,375
206			愛知	瀬戸	2010年 1月頃	2017年 1月11日		1名	未払い	1,200
207			徳島	徳島北	2006年 4月17日	2017年 3月24日		1名	未払い	4,847

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
208	再裁定の誤り	確認・決定誤り	秋田	大曲	2008年 4月15日	2017年 2月14日	○担当部署において確認したところ、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の免除が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	415,316
209			鹿児島	川内	1989年 1月頃	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に厚生年金被保険者記録が訂正されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	326,856
210			大分	大分	1997年 1月30日	2016年 7月13日	○お客様から問合せがあり、遺族年金の決定時に配偶者が受給していた障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の決定を行う際は、配偶者が受給していた年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,773,399
211			神奈川	平塚	1974年 9月頃	2016年 4月21日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に配偶者が受給していた老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の決定を行う際は、配偶者が受給していた年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	844,783
212			東京	足立	1996年 11月21日	2016年 7月20日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、障害年金は支給停止中のため年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
213			鳥取	米子	1990年 9月13日	2016年 3月10日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	209,333

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
214	再裁定の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2011年 2月1日	2017年 2月16日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の納付が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,334
215			神奈川	横須賀	1983年 6月16日	2016年 4月11日	○機構本部から連絡があり、後発の老齢年金の決定時に先発の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,168
216			愛知	名古屋北	2003年 7月3日	2014年 9月17日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤ったため、本来年金の返納は必要ないにもかかわらず、返納いただいていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って返納いただいた金額について還付しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	88,123
217			岡山	岡山西	1990年 3月20日	2016年 7月22日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の算入に伴い受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,516
218			埼玉	浦和	1982年 11月20日	2015年 11月16日		1名	未払い	262,804
219			鹿児島	川内	1990年 7月頃	2016年 12月27日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,518,479
220			本部	障害年金センター	2015年 10月22日	2015年 12月21日	○年金事務所から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、再裁定前から支給停止中であった障害年金について再裁定後も支給停止の処理を行うべきところ、確認不足から支給停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,669,391
221	支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	1978年 6月1日	2016年 6月22日	○事務センターから連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	292,639

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
222	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2015年 12月14日	2016年 7月12日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の決定時に確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	398,872
223			広島	広島東	2010年 4月16日	2015年 11月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	905,517
224			鳥取	米子	1987年 3月頃	2016年 8月2日	○年金相談時の記録確認により、年金受給選択申出書の処理時の確認不足から、通算老齢年金と遺族共済年金を受給している場合、通算老齢年金は本来半額支給停止になるべきところ、全額支給停止となっていたため正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,703,235
225			高知	高知東	2008年 12月18日	2016年 7月28日	○年金相談時の記録確認により、確認不足から年金の選択処理を誤ったことから、遺族厚生年金を誤って支給停止にしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,331,374
226			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 2月10日	2016年 4月14日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	29,099
227			本部	中央年金 センター	2017年 3月16日	2017年 6月29日	○機構本部から連絡があり、確認不足から年金の選択処理を誤ったため、老齢厚生年金を誤って支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	116,995
228			本部	中央年金 センター	2017年 6月22日	2017年 6月29日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴う再裁定処理を行う際に年金の選択処理を誤ったことから、遺族厚生年金を誤って保留にしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	135,677

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
229	年金選択の誤り	説明誤り	神奈川県	事務センター	2016年 1月7日	2016年 8月9日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足により、年金受給選択申出書を届出いただく際に、お客様に不利な年金選択となる方法を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の選択方法をお客様へ再度確認した上で処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,760
230			東京	杉並	2012年 7月3日	2017年 6月14日	○お客様から問合せがあり、年金の支給状況の確認不足から、障害年金を受給した方が有利にもかかわらず、老齢年金を受給した方が有利であると誤って説明していたため、老齢年金を選択していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の選択方法のご意向を確認した上で訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	663,778
231	年金決定時の氏名登録の誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2017年 1月11日	2017年 2月24日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の処理時の確認不足から氏名の入力を誤っていたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,837,719
232	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	栃木	今市	2017年 4月18日	2017年 6月8日	○お客様から問合せがあり、老齢年金と遺族年金の受取口座変更の処理を行うべきところ、確認不足から老齢年金のみ処理を行い、遺族年金の受取口座変更の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	173,872
233			東京	新宿	2017年 4月7日	2017年 6月15日	○お客様から問合せがあり、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について確認不足から誤って処理済としたため、受取口座変更の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
234			本部	障害年金センター	2017年 7月20日	2017年 9月13日	○年金相談センターから連絡があり、委託業者が年金請求書の記載内容の確認不足から年金請求書の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	3,571,886
235		入力誤り	本部	障害年金センター	2016年 12月7日	2017年 2月9日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	260,033

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
236	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	岡山	岡山東	2006年 2月9日	2014年 10月1日	○事務センターから連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	36,829
237			東京	葛飾	2005年 4月21日	2017年 5月29日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	438,817
238			新潟	新潟東	2012年 3月21日	2017年 6月29日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
239	年金見込額の誤り	説明誤り	宮崎	都城	2007年 6月16日	2017年 7月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金の支給開始月を誤った年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額回答票の交付時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
240			福岡	東福岡	2016年 8月10日	2016年 10月17日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が長期要件として遺族厚生年金の見込額を算出すべきところ、確認不足から短期要件として遺族厚生年金の見込額を算出したため、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
241			山形	鶴岡	2017年 8月9日	2017年 8月10日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
242	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2015年 11月20日	2016年 12月6日	○担当部署において確認したところ、年金繰下げの意思を確認した上で死亡一時金の決定をすべきところ、確認不足から誤って未支給年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の決定を取消の上、死亡一時金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	114,794
243		説明誤り	大阪	堺東	2017年 3月30日	2017年 4月18日	○事務センターから連絡があり、母子年金を受給していることから、死亡一時金の受給要件がないにもかかわらず、市区町村において死亡一時金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、死亡一時金の受給要件の周知を依頼しました。	1名	なし	0
244	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2008年 4月25日	2017年 8月9日	○年金相談時の記録確認により、脱退手当金の支給済期間でないにもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であると登録されていた期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
245	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2003年 10月7日	2017年 5月30日	○年金相談時の記録確認により、脱退手当金の支給済期間にもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であることを登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
246	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	山形	新庄	1987年 12月24日	2017年 6月9日	○年金相談時の記録確認により、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	161,700
247			宮崎	宮崎	2010年 1月頃	2015年 7月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	42,600
248	年金請求書等の確認誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 7月18日	2017年 8月2日	○お客様から問合せがあり、生計維持関係現況書を送付すべきところ、年金請求書審査時の確認不足から、送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から届書を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	11名	なし	0
249			神奈川	平塚	2015年 11月17日	2017年 3月27日	○担当部署において確認したところ、収入要件申立書等の提出が必要にもかかわらず、進捗状況の確認不足から提出が必要であることを連絡しなかったため、年金の加算処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,164,962
250	振替加算の説明誤り	説明誤り	滋賀	草津	2017年 4月26日	2017年 6月15日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が既に振替加算の加算が行われているお客様に対し、老齢基礎年金額加算開始事由が該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
251			本部	相談・サービス 推進部	2017年 9月26日	2017年 9月26日	○担当部署において確認したところ、振替加算の要件の確認不足から、委託業者が振替加算の加算対象とならない方に対し、誤って加算されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
252	年金給付関係書類の説明誤り	説明誤り	三重	四日市	2017年 8月25日	2017年 9月25日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金請求に必要な年金請求書の提出を案内せず、生計維持申立書のみ受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	636,690

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
253	年金給付関係書類の説明誤り	説明誤り	大阪	天満	2017年 7月21日	2017年 7月21日	○年金相談時の確認により、初回の年金相談の際に年金請求に必要な配偶者の所得証明を提出するよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
254	年金額補正時の計算誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2017年 4月2日	2017年 6月19日	○担当部署において確認したところ、申出による支給停止が行われる年金の年金額の計算時に委託業者が補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	60,589
255	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 3月17日	2017年 8月15日	○年金事務所から連絡があり、時効特例給付の対象となるにもかかわらず、確認不足から機構本部への報告を行っていなかったため、時効特例給付の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認を行いました。	1名	未払い	691,789
256	標準報酬改定請求の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月18日	2017年 8月28日	○担当部署において確認したところ、年金分割のための標準報酬改定請求の処理時に受付年月日を誤って入力したことにより、年金分割が行われず、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求書の処理時の入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	248,256
257	年金の従前額保障の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2016年 5月頃	2016年 5月23日	○担当部署において確認したところ、従前額保障の対象となる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金額の補正処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	912
258	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	茨城	事務センター	2016年 9月6日	2016年 9月9日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届の提出があったにもかかわらず、確認不足から提出がないものとして扱い、提出を督促する文書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書作成時には対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
259			本部	障害年金 センター	2016年 12月27日	2017年 5月29日	○厚生局から連絡があり、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する障害認定日に関する日付を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付し、誤りのある通知書を回収しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
260			本部	障害年金 センター	2014年 2月12日	2014年 8月27日	○担当部署において確認したところ、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する内容を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
261	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	福岡	久留米	2017年 9月5日	2017年 9月7日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、年金見込額回答票を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
262			香川	高松広域 事務センター	2017年 8月16日	2017年 8月17日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様の国民年金受給権者所得状況届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、本来送付すべきお客様に所得状況届を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
263	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	東京	練馬	2017年 8月10日	2017年 8月22日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
264	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	横浜西	2015年 9月14日	2016年 11月10日	○お客様から問合せがあり、高齢基礎年金加算額不該当届の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	154,546
265			京都	事務センター	2014年 12月19日	2015年 12月8日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,445,202
266			東京	杉並	2011年 4月22日	2016年 10月7日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等について未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	87,342
267			秋田	大曲	2013年 5月13日	2016年 11月10日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	22名	その他	3,789,436

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
268	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	本部	障害年金 センター	2017年 3月31日	2017年 8月8日	○年金事務所から連絡があり、障害年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,629,249
269			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 4月19日	2017年 4月20日	○担当部署において確認したところ、年金受給権者受取機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
270			神奈川	横浜西	2017年 8月22日	2017年 10月19日	○担当部署において確認したところ、障害年金請求書に添付されていた診断書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
271			本部	中央年金 センター	2016年 6月30日	2016年 7月19日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	391,763